

国民年金だよ



「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、年末調整・確定申告まで大切に保管してください。

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です。

国民年金保険料は所得税および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成27年1月1日から12月31日までに納められた保険料の全額です。(平成27年中に納付した過去の年度分の保険料も含まれます)

また、配偶者や家族(子どもなど)の負担すべき保険料を支払っ

ている場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られています。

平成27年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納められた方は、翌年の2月上旬に送られます。

申告書の提出の際には必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の照会専用ダイヤルにお問い合わせください。

紛失などにより再発行の依頼をする時は、年金手帳など基礎年金番号が分かるものをお手元にご用意ください。連絡後、約1週間程度で送付されます。また、年金事務所でも再発行は可能です。

ねんきん定期便・ねんきんネットなど専用ダイヤル

■電話番号

0570・058・555
※050から始まる電話の場合

03-6700-1144

自動音声でご案内します。自動音声案内に従って「3」を押してください。

■受付期間・受付時間

11月2日(月)～平成28年3月15日(火)

月～金曜…9時～19時

第2土曜…9時～17時

(第2土曜以外の祝日、12月29日～1月3日はご利用できません)

※一般の固定電話からおかけになる場合は全国各地からでも、市内通話料金で利用できます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話など)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

また、「03-

6700-11

44」の電話番号

号におかけになる

場合は通常の通話

料金がかかります。



■控除証明書の証明欄にある「納付済額」や「見込額」以上の保険料を納付した場合は、合算して申告してください。

申告の際は、11月にお送りした控除証明書と追加で納めていただいた保険料の領収証書申告書を添えてください。

領収証書を無くされた方やインターネットバンキングを利用して納めていただいた方については、控除証明書の証明日以降に納めていただいた保険料を反映させた控除証明書を再発行することが可能です。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書



◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

電話 34-2121 内線 413

日本年金機構 旭川年金事務所

電話 0166-72-5002